

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

生 企 第 1 1 9 号
(運 免)
令 和 6 年 7 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の公布について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において、アナログ規制に該当する条項について見直しを行うこととされたこと等を踏まえ、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第61号)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則(令和6年国家公安委員会規則第9号)が公布され、令和6年6月27日に施行された。

その内容等は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

担当 生活安全企画課 営業・危険物係
運転免許課 企画係

別紙

(凡例)

- 「改正府令」 : 道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第61号)
- 「改正規則」 : 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則(令和6年国家公安委員会規則第9号)
- 「工程表」 : 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(2022年12月21日デジタル臨時調査会決定)

第1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制(「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)等に該当する条項について見直しを行い、デジタル化を妨げるアナログ規制を一掃することとされた。

また、各法令の条項における見直しの時期や方法等について工程表が策定された。

以上を踏まえ、工程表において令和6年6月までに見直しを完了することとされている法令の条項であって、内閣府令又は国家公安委員会規則により措置することとされているものについて、所要の規定の整備を行うこととした。

第2 改正府令等の内容

1 改正府令

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)について、下記(1)から(3)までの改正を行うなど、所要の規定を整備した。

(1) 書面掲示に係る規定の改正

道路交通法施行規則の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

(2) 専任に係る規定の改正

警備業法施行規則の一部を改正し、基地局ごとに専任の者を置くこととされている機械警備業務管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とした。

(3) その他所要の改正

警備業法施行規則の一部を改正し、警備業法(昭和47年法律第117号)第12条に規定する届出書の様式を定めた。

2 改正規則

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会

規則第20号) について、下記(1)から(4)までの改正を行うなど、所要の規定を整備した。

(1) 書面掲示に係る規定の改正

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とした。

(2) 専任に係る規定の改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正し、営業所ごとに専任の者を置くこととされている管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とした。

(3) 対面講習に係る規定の改正

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則及び警備員等の検定等に関する規則の一部を改正し、対面で実施することが想定されている講習について、オンラインにより実施することを可能とした。

(4) その他所要の改正

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正し、合格証明書の住所欄を削除した。

3 経過措置

改正府令又は改正規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、それぞれ改正府令又は改正規則による改正後の様式によるものとみなすこととし、また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。(改正府令附則第2条及び改正規則附則第2条)

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

第3 参考

各業における運用上の留意事項等については、所管部局から別途指示することを予定している。

(参考資料)

- 道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第61号)の官報の写し
- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則(令和6年国家公安委員会規則第9号)の官報の写し

○内閣府令第六十一号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)第五十五条及び道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第四十条の二第二号の規定に基づき、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令
(道路交通法施行規則の一部改正)

第一条 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公示の方法)</p> <p>第三十一条の四の四 令第四十条の二第二号の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p> <p>「一」三 略</p>	<p>(公示の方法)</p> <p>第三十一条の四の四 令第四十条の二第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。</p> <p>「一」三 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(警備業法施行規則の一部改正)

第二条 警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(「」で注記した項番号を含む)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(死亡等の届出)</p> <p>第二十五条 「1」 法第十二条第一項及び第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第八号の二のとおりとする。</p> <p>2 前項の届出書は、法第十二条第一項の規定により提出する場合にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長(法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長)を経由して、法第十二条第二項の規定により提出する場合にあつては第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。</p> <p>(機械警備業務管理者の選任)</p> <p>第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。ただし、一の機械警備業者に係る二以上の基地局において、当該二以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が五千以下であり、かつ、当該二以上の基地局を通じて一人の機械警備業務管理者を置くことにつきそれぞれの基地局における次条に規定する機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の基地局の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会(当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会)の承認を受けたときは、専任の機械警備業務管理者を置くことを要しない。</p>	<p>(死亡等の届出)</p> <p>第二十五条 「項を加える。」</p> <p>「1」 法第十二条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、同条第一項の規定による届出書の提出にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長(法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長)を経由して、法第十二条第二項の規定による届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。</p> <p>(機械警備業務管理者の選任)</p> <p>第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。</p>

別記様式第8号の2 (第25条関係)

※ 受理警察署	署
※ 受理番号	年 月 日

法 第 1 2 条 届 出 書

警備業法第12条 第1項 第2項 の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称				
認定をした公安委員会の名称	公安委員会			
認定の番号				
届出書を提出すべき こととなった事由				
当該事由の発生日	年	月	日	

記載要領

※印刷には、記載しないこと。

1 不要の文字は、模線で消すこと。

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【続きを記入する。】

別記様式第18号 (第53条関係)

※ 資料区分	※ 受理警察署	() 年 () 月 () 日
※ 受理番号	※ 受理年月日	

機械警備業務開始届出書

警備業法第40条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称	
住所	
(フリガナ) 法人にあつては、その代表者の氏名	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会 ※
認定の番号	

(当該都道府県の区域内に設けようとする基地局)

名称	
所在地	
設置年月日	年 月 日
電話 () 番	
(フリガナ) 氏名	
住所	
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会 ※
資格者証の番号	
名称	
所在地	
電話 () 番	
名称	
所在地	
電話 () 番	

別記様式第18号 (第53条関係)

※ 資料区分	※ 受理警察署	() 年 () 月 () 日
※ 受理番号	※ 受理年月日	

機械警備業務開始届出書

警備業法第40条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称	
住所	
(フリガナ) 法人にあつては、その代表者の氏名	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会 ※
認定の番号	

(当該都道府県の区域内に設けようとする基地局)

名称	
所在地	
設置年月日	年 月 日
電話 () 番	
(フリガナ) 氏名	
住所	
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会 ※
資格者証の番号	
名称	
所在地	
電話 () 番	
名称	
所在地	
電話 () 番	

別紙 当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名称		
	所在地		
機械警備管理者	氏名		
	住所		
	電話番号		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		

別紙 当該都道府県の区域内で行おうとする機械警備業務に係る基地局で、当該都道府県の区域外に所在するもの

基地局	名称		
	所在地		
機械警備管理者	氏名		
	住所		
	電話番号		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		
待機所	名称		
	所在地		

記載要領

- ※印刷には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

記載要領

- ※印刷には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第19号 (第56条関係)

※ 資料区分	()	署	年	月	日
※ 受理警察署					
※ 受理番号					

機 械 警 備 業 務 変 更 届 出 書

警備業法第 4 1 条の規定により届出をします。

年 月 日
 公安委員会 殿
 届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称					
認定をした公安委員会の名称	公安委員会 ※				
認定の番号					
変更年月日	年	月	日		
変更の事由					

(認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があつた場合)

旧 認定をした公安委員会の名称	公安委員会
旧 認定の番号	

別記様式第19号 (第56条関係)

※ 資料区分	()	署	年	月	日
※ 受理警察署					
※ 受理番号					

機 械 警 備 業 務 変 更 届 出 書

警備業法第 4 1 条の規定により届出をします。

年 月 日
 公安委員会 殿
 届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称					
認定をした公安委員会の名称	公安委員会 ※				
認定の番号					
変更年月日	年	月	日		
変更の事由					

(認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があつた場合)

旧 認定をした公安委員会の名称	公安委員会
旧 認定の番号	

別紙 1 当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※ 資料区分

名称	
所在地	
電話	() - 番

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)

名称	
所在地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)

(フリガナ) 氏名		配置状況	1. 専任 2. 兼任
住所			

旧

生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	番
	1	2	3	4	5				
資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会 ※								
資格者証の番号									

(待機所に係る事項に変更があった場合)

名称	
所在地	
名称	
所在地	

旧

名称	
所在地	
名称	
所在地	

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙 1 当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※ 資料区分

名称	
所在地	
電話	() - 番

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)

名称	
所在地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)

(フリガナ) 氏名		配置状況	1. 専任 2. 兼任
住所			

旧

生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	番
	1	2	3	4	5				
資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会 ※								
資格者証の番号									

(待機所に係る事項に変更があった場合)

名称	
所在地	
名称	
所在地	

旧

名称	
所在地	
名称	
所在地	

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙 2 当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※ 資料区分

(基地局を設けた場合)											
名称		※									
所在地		※									
電話		() - 番 ※									
氏名		※									
住所		※									
電話番号		() - 番 ※									
生年月日		明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	公安委員会 ※	
資格者証を交付した公安委員会の名称		1	2	3	4	5					
資格者証の番号		※									
名称		※									
所在地		※									
電話番号		() - 番 ※									
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		番									
待機所		※									
変更に係る基地局											

(基地局を廃止した場合)											
名称		※									
所在地		※									
電話番号		() - 番 ※									
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		番									
待機所		※									
変更に係る基地局											

別紙 2 当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※ 資料区分

(基地局を設けた場合)											
名称		※									
所在地		※									
電話		() - 番 ※									
氏名		※									
住所		※									
電話番号		() - 番 ※									
生年月日		明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	公安委員会 ※	
資格者証を交付した公安委員会の名称		1	2	3	4	5					
資格者証の番号		※									
名称		※									
所在地		※									
電話番号		() - 番 ※									
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		番									
待機所		※									
変更に係る基地局											

(基地局を廃止した場合)											
名称		※									
所在地		※									
電話番号		() - 番 ※									
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		番									
待機所		※									
変更に係る基地局											

別紙 3 当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

名称	
所在地	
電話	() () - 番

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)

名称	
所在地	

別紙 3 当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

名称	
所在地	
電話	() () - 番

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)

名称	
所在地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)

氏名	(フリガナ) 氏名	配置状況	1. 専任 2. 兼任
	住所		
電話 () () - 番			

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)

氏名	(フリガナ) 氏名	配置状況	1. 専任 2. 兼任
	住所		
電話 () () - 番			

(待機所に係る事項に変更があった場合)

名称	
所在地	
名称	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)
所在地	電話 () () - 番

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

(待機所に係る事項に変更があった場合)

名称	
所在地	
名称	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)
所在地	電話 () () - 番

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙 4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

(当該機械警備業務を行うこととなった場合)

名称	所在地		電話 () - 番	機械警備業者 氏名 住所	住所	電話 () - 番	配置状況 1. 専任 2. 兼任
	名称	所在地					
待機所	名称		所在地		警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		

(当該機械警備業務を行わないこととなった場合)

名称	所在地
変更に係る基地局	

記載要領

- ※印刷には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

備考 表中の「」の記載は注記がある。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙 4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

(当該機械警備業務を行うこととなった場合)

名称	所在地		電話 () - 番	機械警備業者 氏名 住所	住所	電話 () - 番	配置状況 1. 専任 2. 兼任
	名称	所在地					
待機所	名称		所在地		警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		

(当該機械警備業務を行わないこととなった場合)

名称	所在地
変更に係る基地局	

記載要領

- ※印刷には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

○国家公安委員会規則第九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十二條第二項第一号及び第八項、第二十三條第六項、第二十八條及び第四十二條第二項第一号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第十一項及び第四十八條並びに警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第五十条第四項及び第五十一条第二項の規定に基づき、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十七日

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則

（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部改正）

第一条 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後

（指導教育責任者講習の講習事項等）

第五条 指導教育責任者講習は、警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号。以下「府令」という。）第四十条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習事項	〔二〕五 略
	講習時間
備考	<p>一 指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。</p> <p>ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。</p>

改 正 前

（指導教育責任者講習の講習事項等）

第五条 〔同上〕

講習事項	〔二〕五 同上
	講習時間
備考	<p>一 指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>

国家公安委員会委員長 松村 祥史

<p>ハ 受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。</p> <p>ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。</p> <p>〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の修了考査は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行うものとする。</p> <p>(現任指導教育責任者講習)</p> <p>第九条 「1・2 略」</p> <p>3 現任指導教育責任者講習は、警備業務の区分に応じ、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。</p>	<p>〔一〕四 略</p> <p>講習事項</p> <p>講習時間</p> <p>備考</p> <p>一 現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法電気通信回線を使用して行うものを含む。によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいづれにも該当するものに限る。</p> <p>イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。</p> <p>ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。</p> <p>ハ 受講者の指導教育責任者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。</p> <p>ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔一〕五 略</p> <p>講習事項</p> <p>講習時間</p> <p>備考</p> <p>一 機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法電気通信回線を使用して行うものを含む。によるものとする。ただし、電気通信回線を使用して行う講習の方法については、次のいづれにも該当するものに限る。</p> <p>イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。</p> <p>ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。</p>
---	--	---	---

<p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>3 前項の修了考査は、筆記の方法により行うものとする。</p> <p>(現任指導教育責任者講習)</p> <p>第九条 「1・2 同上」</p> <p>〔同上〕</p>	<p>〔一〕四 同上</p> <p>講習事項</p> <p>講習時間</p> <p>備考</p> <p>一 現任指導教育責任者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>二 〔同上〕</p>	<p>〔一〕五 同上</p> <p>講習事項</p> <p>講習時間</p> <p>備考</p> <p>一 機械警備業務管理者講習は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>
---	---	---	---

(機械警備業務管理者講習の講習事項等)

第十一条 法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習は、府令第六十一条各号に掲げる業務に係る次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

(機械警備業務管理者講習の講習事項等)

第十一条 〔同上〕

<p>〔2〕 ハ 受講者の機械警備業務管理者の業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。 ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。 三 前項の修了検査は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行うものとする。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第二條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p> <p>改 正 後</p> <p>（許可申請書等の提出） 第一條 「1・2 略」 3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称若しくは風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の氏名若しくは住所の変更に係る法第九條第三項に規定する届出書若しくは法第二十七條第一項、第三十一條の十二第一項若しくは第三十三條第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。</p> <p>（風俗営業に係る営業所の管理者の選任） 第三十七條 法第二十四條第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。ただし、一の風俗営業者に係る二以上の営業所において、当該二以上の営業所が相互に接し、その間を客が自由に往来できるものであつて、かつ、当該二以上の営業所を通じて一人の管理者を置くことにつきそれぞれの営業所における第三十八條に規定する管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の営業所の所在地を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の管理者を置くことを要しない。</p> <p>（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） 第九十七條 第三十七條の規定は、法第三十一條の二十三において準用する法第二十四條第一項の規定により選任される管理者について準用する。この場合において、「第三十八條」とあるのは「第九十七條第三項において準用する第三十八條（第三号及び第十一号を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2〕 4 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>（許可申請書等の提出） 第一條 「1・2 同上」 3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九條第三項に規定する届出書若しくは法第二十七條第一項、第三十一條の十二第一項若しくは第三十三條第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。</p> <p>（風俗営業に係る営業所の管理者の選任） 第三十七條 法第二十四條第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。</p> <p>（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） 第九十七條 第三十七條の規定は、法第三十一條の二十三において準用する法第二十四條第一項の規定により選任される管理者について準用する。</p> <p>〔2〕 4 同上</p>
<p>〔2〕 4 略</p>	<p>改 正 後</p> <p>（許可申請書等の提出） 第一條 「1・2 略」 3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称若しくは風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の氏名若しくは住所の変更に係る法第九條第三項に規定する届出書若しくは法第二十七條第一項、第三十一條の十二第一項若しくは第三十三條第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。</p> <p>（風俗営業に係る営業所の管理者の選任） 第三十七條 法第二十四條第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。ただし、一の風俗営業者に係る二以上の営業所において、当該二以上の営業所が相互に接し、その間を客が自由に往来できるものであつて、かつ、当該二以上の営業所を通じて一人の管理者を置くことにつきそれぞれの営業所における第三十八條に規定する管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の営業所の所在地を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の管理者を置くことを要しない。</p> <p>（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） 第九十七條 第三十七條の規定は、法第三十一條の二十三において準用する法第二十四條第一項の規定により選任される管理者について準用する。この場合において、「第三十八條」とあるのは「第九十七條第三項において準用する第三十八條（第三号及び第十一号を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2〕 4 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>（許可申請書等の提出） 第一條 「1・2 同上」 3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九條第三項に規定する届出書若しくは法第二十七條第一項、第三十一條の十二第一項若しくは第三十三條第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。</p> <p>（風俗営業に係る営業所の管理者の選任） 第三十七條 法第二十四條第一項の規定により選任される管理者は、営業所ごとに専任の管理者として置かれなければならない。</p> <p>（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） 第九十七條 第三十七條の規定は、法第三十一條の二十三において準用する法第二十四條第一項の規定により選任される管理者について準用する。</p> <p>〔2〕 4 同上</p>

別記様式第1号 (第9条関係)

その1	受理 ※年月日 ※番	許可 ※年月日 ※番
	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請 します。</p> <p>公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>年 月 日</p>	
<p>許 可 申 請 書</p>		
(ふりがな) 氏名又は名称	〒() 局 番	
住 所	() 局 番	
(ふりがな) 営業所の名称	〒() 局 番	
営業所の所在地	() 局 番	
風俗営業の種別 (ふりがな)	法第2条第1項第 号の営業 局 番	
管理者の氏名	選 任 状	1. 専任 2. 兼任
管理者の住所 (ふりがな)	〒() 局 番	
法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の名	
代表者		
廃止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	許可番号

別記様式第1号 (第9条関係)

その1	受理 ※年月日 ※番	許可 ※年月日 ※番
	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請 します。</p> <p>公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>年 月 日</p>	
<p>許 可 申 請 書</p>		
(ふりがな) 氏名又は名称	〒() 局 番	
住 所	() 局 番	
(ふりがな) 営業所の名称	〒() 局 番	
営業所の所在地	() 局 番	
風俗営業の種別 (ふりがな)	法第2条第1項第 号の営業 局 番	
管理者の氏名	選 任 状	1. 専任 2. 兼任
管理者の住所 (ふりがな)	〒() 局 番	
法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の名	
代表者		
廃止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日
現に風俗営業許可等 を受けて営む風俗営業	許可年月日	許可番号

その 2 (A) (法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの営業)					
建築物の構造					
建築物内の位置					
営業所の位置	客室数	室	営業所の床面積	m ²	
の構造及び設備の概要	客室の総床面積	m ²			
		各客室の床面積	m ²	m ²	
照明設備					
音響設備					
防音設備					
その他					
※ 風俗営業の種類					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日	年月日			
※ 条件	年月日	年月日			
※ 条件	年月日	年月日			

その 2 (A) (法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの営業)					
建築物の構造					
建築物内の位置					
営業所の位置	客室数	室	営業所の床面積	m ²	
の構造及び設備の概要	客室の総床面積	m ²			
		各客室の床面積	m ²	m ²	
照明設備					
音響設備					
防音設備					
その他					
※ 風俗営業の種類					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日	年月日			
※ 条件	年月日	年月日			
※ 条件	年月日	年月日			

その 2 (C) (法第 2 条第 1 項第 5 号の営業)

建築物の構造						
建築物内の位置						
営業所の位置						
客室数	室	営業所の床面積	m ²			
客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²			
照明設備						
音響設備						
防音設備						
営業所の構造及び設備の概要	管法第二条第一項に係る遊技第五号の営業に該当する遊技設備	区分	スロットマシン等	台	計	台
			テレビゲーム機	台		台
			フリックパーゲーム機	台		台
			ルーレット台等	台		台
			その他の遊技設備	台		台
			計	台		台
その他						
※ 風俗営業の種類						
※ 兼業						
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長			
※ 条件	年月日					
	年月日					
※ 条件	年月日					

その 2 (C) (法第 2 条第 1 項第 5 号の営業)

建築物の構造						
建築物内の位置						
営業所の位置						
客室数	室	営業所の床面積	m ²			
客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²			
照明設備						
音響設備						
防音設備						
営業所の構造及び設備の概要	管法第二条第一項に係る遊技第五号の営業に該当する遊技設備	区分	スロットマシン等	台	計	台
			テレビゲーム機	台		台
			フリックパーゲーム機	台		台
			ルーレット台等	台		台
			その他の遊技設備	台		台
			計	台		台
その他						
※ 風俗営業の種類						
※ 兼業						
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長			
※ 条件	年月日					
	年月日					
※ 条件	年月日					

備考

- 1 ※印刷欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第 4 条第 3 項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 その 2 (A) は法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その 2 (B) は同項第 4 号の営業について許可を申請する場合に、その 2 (C) は同項第 5 号の営業について許可を申請する場合に、その 3 は同項第 4 号の営業のうち法第 4 条第 4 項に規定する営業 (例、ばちんこ屋) について許可を申請する場合に使用すること。木造以外の家庭にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数 (他階を含む。) の別を記載すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家庭にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家庭にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数 (他階を含む。) の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 法第 2 条第 1 項第 3 号の営業にあつては、その 2 (A) の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 12 その 2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第 4 条第 4 項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び基数を記載すること。
- 13 その 2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 14 その 3 の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備考

- 1 ※印刷欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第 4 条第 3 項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 その 2 (A) は法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その 2 (B) は同項第 4 号の営業について許可を申請する場合に、その 2 (C) は同項第 5 号の営業について許可を申請する場合に、その 3 は同項第 4 号の営業のうち法第 4 条第 4 項に規定する営業 (例、ばちんこ屋) について許可を申請する場合に使用すること。木造以外の家庭にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数 (他階を含む。) の別を記載すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家庭にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家庭にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数 (他階を含む。) の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 法第 2 条第 1 項第 3 号の営業にあつては、その 2 (A) の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 12 その 2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第 4 条第 4 項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び基数を記載すること。
- 13 その 2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 14 その 3 の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 16 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第11号 (第20条、第21条、第88条、第89条関係)

変更届出書

受理 ※年月日	受理 ※番号		
第9条第3項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項第2号 (同法第20条第10 第9条第5項 項又は第31条の23において準用する場合を含む。) の規定により届出をします。 年 月 日 公安委員会 届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな)			
氏名又は名称			
住 所	〒 () 局 番		
(ふりがな)			
法人にあつては その代表者の氏名			
(ふりがな)			
営業所の名称			
営業所の所在地			
〒 () 局 番			
風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業 局 番			
許可年月日	年月日	許可番号	
認定年月日	年月日	認定番号	
変更事項 変更年月日	新	旧	
事由			

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること。
- 「変更事項」欄には、変更年月日ごとに区分して記載すること。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 管理者の選任状況(専任・兼任の別)に変更がある場合には、その旨を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第20条、第21条、第88条、第89条関係)

変更届出書

受理 ※年月日	受理 ※番号		
第9条第3項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項第2号 (同法第20条第10 第9条第5項 項又は第31条の23において準用する場合を含む。) の規定により届出をします。 年 月 日 公安委員会 届出者の氏名又は名称及び住所			
(ふりがな)			
氏名又は名称			
住 所	〒 () 局 番		
(ふりがな)			
法人にあつては その代表者の氏名			
(ふりがな)			
営業所の名称			
営業所の所在地			
〒 () 局 番			
風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業 局 番			
許可年月日	年月日	許可番号	
認定年月日	年月日	認定番号	
変更事項 変更年月日	新	旧	
事由			

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること。
- 「変更事項」欄には、変更年月日ごとに区分して記載すること。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 管理者の選任状況(専任・兼任の別)に変更がある場合には、その旨を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第40号 (第77条関係)

その1		受理 ※年月日 ※受理号	許可 ※年月日 ※許可号
許 可 申 請 書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。			
公安委員会殿			
申請者の氏名又は名称及び住所			
年 月 日			
(ふりがな) 氏名又は名称	〒 () 局 番		
住 所	() 局 番		
(ふりがな) 営業所の名称	〒 () 局 番		
営業所の所在地	() 局 番		
(ふりがな) 管理者の氏名	〒 () 局 番		
管理者の住所	() 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の名		
代表者	1. 専任 2. 兼任		
現に特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営業 特定遊興飲食店営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
廃止の事由	廃止年月日	年 月 日	許可番号

別記様式第40号 (第77条関係)

その1		受理 ※年月日 ※受理号	許可 ※年月日 ※許可号
許 可 申 請 書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。			
公安委員会殿			
申請者の氏名又は名称及び住所			
年 月 日			
(ふりがな) 氏名又は名称	〒 () 局 番		
住 所	() 局 番		
(ふりがな) 営業所の名称	〒 () 局 番		
営業所の所在地	() 局 番		
(ふりがな) 管理者の氏名	〒 () 局 番		
管理者の住所	() 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の名		
代表者	1. 専任 2. 兼任		
現に特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営業 特定遊興飲食店営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
廃止の事由	廃止年月日	年 月 日	許可番号

その2						
建築物の構造	建築物の内位置					
	営業所の構造及び設備の概要	客室数	室	営業所の床面積		m ²
客室の総床面積				各客室の床面積	m ²	
照明設備						
音響設備						
防音設備						
その他						
※ 兼業	※ 同時申請の有無					
※	年月日	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※	年月日					
※	年月日					
※	年月日					

備考

※印欄には、記載しないこと。

- 「被災により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
- 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 「建築物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 表中の「」の記載は注記がある。

その2						
建築物の構造	建築物の内位置					
	営業所の構造及び設備の概要	客室数	室	営業所の床面積		m ²
客室の総床面積				各客室の床面積	m ²	
照明設備						
音響設備						
防音設備						
その他						
※ 兼業	※ 同時申請の有無					
※	年月日	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※	年月日					
※	年月日					
※	年月日					

備考

※印欄には、記載しないこと。

- 「被災により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
- 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 「建築物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正)

第三条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(検定の通知等)</p> <p>第九条 「1～3 略」</p> <p>4 第一項の規定による公示は、<u>検定の通知の日から起算して二週間、インターネットの利用その他の方法により行い、当該期間が満了した後においては、警視庁又は道府県警察本部における簿冊の備付けその他の適当な方法により行うものとする。</u> (検定の取消し)</p> <p>第十一条 「1～3 略」</p> <p>4 公安委員会は、<u>第一項又は第二項の規定により検定を取り消したときは、その旨を、別記録式第十九号の検定取消通知書により当該検定を受けた者に通知するとともに、検定取消しの通知の日から起算して二週間、インターネットの利用その他の方法により公示し、第九条第四項に規定する期間が満了した後の公示について当該検定が取り消された旨を明らかにするための措置をとるものとする。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>(検定の通知等)</p> <p>第九条 「1～3 同上」</p> <p>4 第一項の規定による公示は、<u>公安委員会の掲示板に検定の通知の日から起算して二週間掲示して行い、当該期間が満了した後においては、警視庁又は道府県警察本部における簿冊の備付けその他の適当な方法により行うものとする。</u> (検定の取消し)</p> <p>第十一条 「1～3 同上」</p> <p>4 公安委員会は、<u>第一項又は第二項の規定により検定を取り消したときは、その旨を、別記録式第十九号の検定取消通知書により当該検定を受けた者に通知するとともに公安委員会の掲示板に検定取消しの通知の日から起算して二週間掲示して公示し、第九条第四項の規定による掲示の期間の満了した後の公示について当該検定が取り消された旨を明らかにするための措置をとるものとする。</u></p> <p>5 [同上]</p>
備考	表中の「」の記載は注記である。	

(警備員等の検定等に関する規則の一部改正)

第四条 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(学科試験等の科目等)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 学科試験は<u>択一式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は九十七パーセント以上の成績であることとする。</u></p> <p>[3～5 略]</p>	<p>(学科試験等の科目等)</p> <p>第六条 [同上]</p> <p>2 学科試験は<u>択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十七パーセント以上の成績であることとする。</u></p> <p>[3～5 同上]</p>

(講習会の実施基準)

第十七条 法第二十八条の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習(電気通信回線を使用して行うものを含む。以下同じ。))及び実技講習をいう。以下同じ。))及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。))により行うものであること。

〔一・三 略〕

四 一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本(当該教本が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この号及び次条第七号において同じ。))を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。

五 電気通信回線を使用して行う学科講習にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

六 講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、適切に応答すること。

七 略

八 学科試験は択一式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は九十九パーセント以上の成績であること。

九 学科試験は、必要な数の監督員の適切な配置その他の学科試験に関する不正行為を防止するため必要な措置を講じて行うものであること。

十 十五 略

(府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等)

第十九条 略

2 府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案用紙(当該問題用紙及び答案用紙が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。)とする。

(府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類)

第二十条 府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙(当該問題用紙が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。)とする。

(講習会の実施基準)

第十七条 同上

一 講習会は、検定の級ごとに講習(学科講習及び実技講習をいう。以下同じ。))及び試験(学科試験及び実技試験をいう。以下同じ。))により行うものであること。

〔一・三 同上〕

四 一級の講習は別表第三の第四欄に掲げる講習事項を含む教本を、二級の講習は別表第四の第四欄に掲げる講習事項を含む教本をそれぞれ用いて実施すること。

〔号を加える。〕

五 講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に応答すること。

六 同上

七 学科試験は択一式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は九十九パーセント以上の成績であること。

八 学科試験は、必要な数の監督員を適切に配置して行うものであること。

九 十四 同上

〔二号ずつ繰り下げる。〕

(府令第五十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項等)

第十九条 同上

2 府令第五十条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙及び答案用紙とする。

(府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類)

第二十条 府令第五十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、試験に用いた問題用紙とする。

別記様式第 6 号 (第 13 条関係)

(表)

第 号	合格証明書	警備業務の種別及び検定の区分	写真 押出し スタンプ	氏名	(年 月 日生)	年 月 日	公安委員会 印
85.6							
51.0							

(裏)

	備考

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第 6 号 (第 13 条関係)

(表)

第 号	合格証明書	警備業務の種別及び検定の区分	写真 押出し スタンプ	住所 氏名	(年 月 日生)	年 月 日	公安委員会 印
85.6							
51.0							

(裏)

	備考

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。